

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和3年1月20日開催 信託協会]

## 1. 緊急事態宣言下における金融モニタリングについて

- 緊急事態宣言の発出を受け、金融モニタリングについては、各金融機関の出勤制限などの事情や、各自治体独自の方針など地域の事情を十分に考慮した上で、実施の可否・手法を判断する。
- 実施する際には積極的にリモートを活用することとし、金融機関の了承を得た上でやむを得ず対面で行う場合には、感染防止対策を徹底する。

## 2. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- 今般、FATFは、本年2月に予定していた対日相互審査の結果に関する議論について、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、更に延期し、6月の全体会合で行う旨を公表。
- FATF対日相互審査については継続して行われており、金融庁では日本のマネロン対策等が適正に評価されるよう対応していく。
- 各金融機関におかれては、リスクベース・アプローチに基づいたマネロン・テロ資金供与対策に、一層取り組んでいただきたい。

## 3. 預貯金口座へのマイナンバー付番等について

- 昨年12月、総理主宰のデジタル・ガバメント閣僚会議の下に設置されたワーキンググループで、マイナンバー制度等に関する報告書が取りまとめられ、デジタル・ガバメント実行計画の別添として閣議決定された。
- 本報告書を踏まえ、
  - ・ マイナンバー付き公金受取口座の登録・利用の仕組み、
  - ・ 相続・災害時のサービスを含む預貯金付番を円滑に進める仕組み、

等の創設に向け、今国会に所要の法律案が提出される予定。

#### 4. 書面・押印・対面手続の見直しについて

##### (書面・押印・対面手続を求める規制について)

- 昨年12月、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等における押印等を不要とするための内閣府令・監督指針等の改正を行った。
- 今後、民間同士の手続や当局が行う通知等のうち、金融庁所管法令・監督指針等において書面・押印・対面を求めている手続について、その必要性を検証した上で、本年6月末までに見直す方針。
- なお、法律で押印・書面の交付等を求める規定についても、規制改革推進室が取りまとめた上、次期通常国会に提出する一括改正法案により改正する予定。

##### (登記事項証明書の添付省略について)

- 法務省の登記情報システムが改修され、昨年10月より、国の行政機関間において登記情報を連携・共有する仕組みが開始された。
- これにより、法令に基づく申請等における登記事項証明書の添付省略が可能となったことから、金融庁としても、その添付省略の取扱いを開始している。

##### (国民の書面・押印・対面手続の見直し)

- 昨年6月に立ち上げた「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」については、貴協会にも議論に参加いただき感謝申し上げます。
- 昨年12月に論点整理の取りまとめを行ったところ、こうした論点整理なども踏まえながら、引き続き、書面・押印等の見直しを進めていただくようお願いしたい。

## 5. 国際金融センターについて

- 昨年12月8日の経済対策において、世界に開かれた国際金融センターの実現に向けた政策パッケージが取りまとめられた。金融規制の見直しや金融資本市場の魅力向上のほか、主な施策は以下の通り。
  - ・ 税制について、昨年末の税制改正大綱において、法人税・相続税・所得税についての措置が盛り込まれた。
  - ・ 金融行政の英語化について、本年1月12日に「拠点開設サポートオフィス」を立ち上げたほか、今後、AI翻訳も活用。
  - ・ 創業・生活支援について、関係省庁等と連携し、在留資格の緩和や信用保証制度を拡大。また、入国手続きから法人設立・事業開始・生活立上げまでをワンストップで支援する「金融創業支援ネットワーク」を構築。
- こうした取組について、関係省庁及び意欲ある地方自治体・民間と連携し、積極的にプロモーションを行い、海外の金融機関や高度金融人材を呼び込む。

## 6. サステナブルファイナンス有識者会議の設置について

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要であり、そのための課題や対応策を検討するため、有識者会議を設置し、1月21日に第1回会合を開催。
- 今後、①金融機関によるサステナブルファイナンスの推進、②金融資本市場を通じた投資家への投資機会の提供、③企業による気候関連開示の充実、等のテーマについて検討。

(以 上)